

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

公立大学法人名古屋市立大学

（事務所所在地：瑞穂区瑞穂町字川澄 1番地）

総務局

第3 監査の着眼点

令和 6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が財政的援助等の目的に沿って行われているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

- 1 事業運営は出資目的に沿って適正に行われているか
- 2 会計経理は適正に行われているか
- 3 経費節減の取組は十分に行われているか
- 4 財産は適切に管理され有効に活用されているか
- 5 市の借入金の償還は計画的に行われているか
- 6 市の交付金は適正に執行されているか
- 7 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか
- 8 市からの受託事務は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 6年 6月 3日から令和 7年 3月27日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 5年度（令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで）に執行された公立大学法人名古屋市立大学（以下「名市大」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、名市大に対する財政援助団体等監査に併せて、総務局所管の事務のうち、

名市大に対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

名市大においては、今後の事業執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し、総務局においては、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、総務局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) 債権の管理について（収入事務）

名市大には、診療費に係る債権のほか、補助金、受託研究及び財産貸付などに係る債権がある。

公立大学法人名古屋市立大学債権管理規程（以下「債権管理規程」という。）によると、債権の管理は、経理責任者である各課室長が行うものとされており、債権が発生した場合には、必要な事項を、適時かつ適切に帳簿等に記載又は記録しなければならないとされている。

また、入金記録に基づいて、適時かつ適切に債権との照合及び未収記録の抹消処理（以下「消込処理」という。）を行わなければならないとされているほか、債権の内容を変更すべき事実が生じた場合には、適時かつ適切に債権の変更内容を帳簿等に記載又は記録しなければならないとされている。

このほか、毎月、入金の期限を経過した債権（以下「未収金」という。）について内容を調査し、未収金の状況を的確に把握するものとされており、半期ごとに未収金の回収計画を策定するとともに、会計責任者である事務局長に未収金の状況を報告するものとされている。

さらに、未収金に関する督促を、督促状等をもって行うこととされており、債権に関する事項については経理総括責任者である財務課長と連絡調整の上、未収金の回収に努めなければならないとされている。

なお、請求に当たって、各課室の経理責任者が管理する適切な入金先口座がない場合には、入金先口座として財務課が管理する口座を指定しているとのことである。

補助金、受託研究及び財産貸付などの収入に係る債権管理について調査したところ、債権管理規程はあったものの、具体的な手順を定めたマニュアル等が存在しなかった。

また、上記収入に係る債権計上一覧表において、令和 5年度末時点で未収となっているものが 194件あり、財務諸表上の未収金額と債権計上一覧表上の未収金額に差異が見受けられ、以下のような状況となっていた。

ア 債権が重複しているものや消込処理が行われていないものなどが84件あり、古いものでは平成19年度から計上されたままとなっていた。これにより、債権計上一覧表上の未収金額が29,844,251円誤っていたほか、財務諸表上の未収金額が 769,910円過大となっていた。

イ 入金されずに未収となっているものが64件 9,784,951円あり、古いものでは平成24年度に計上されていた。しかしながら、財務課及び各課室が未収であることを把握しておらず、その結果、回収計画の策定や督促なども行われていなかった。また、財務課が所管する口座を入金先口座に指定していたものについて、財務課及び各課室の役割や入金確認方法が整理されていなかった。

名市大では、債権管理に係るルールや組織的なチェック体制が整備されておらず、長期間にわたって多数の債権が適時かつ適切に管理されていなかった。このため、まずは速やかに債権の状況について総点検を実施した上で、マニュアル等を作成するとともに、組織的に管理する仕組みを構築し、債権管理を適正に行われたい。

(2) インターネットバンキングの利用権限の設定について（支出事務）

名市大の支払事務においては、送金的手段として、金融機関のインターネットバンキングを利用しており、その流れとしては、振込先の口座や支払金額等の必要情報の登録（以下「振込登録」という。）を行った後に、入力内容の承認（以下「振込承認」という。）を行うことで、自動的にデータが送信され、

振込先への送金が行われるものとなっている。

名市大のインターネットバンキングの利用状況を調査したところ、財務課において、振込登録及び振込承認の両方の権限が付与された 1つの利用者 I Dを担当者 3名で共用しており、システム上は誰が操作したか分からない状況となっていたほか、担当者 3名それぞれが振込登録及び振込承認を一人で行っていた。また、インターネットバンキングの利用権限について、明文化された規程等がなかった。

振込登録及び振込承認の両方の権限が付与された利用者 I Dを共用し、さらに、振込登録及び振込承認を一人で行うことは、誰が操作したかという履歴が残らず、組織的なチェックを経ずに振込を行うことができるため、不正な振込を助長するおそれがある。そのため、振込登録又は振込承認を行う職員それぞれに個別の I Dを割り当てるとともに、各 I Dには振込登録のみ又は振込承認のみの権限を付与するよう改められたい。また、今後も同様の状況とならないよう、インターネットバンキングの利用権限について、規程等を定められたい。

(3) 単価を定める契約に係る事務手続について（契約事務）

公立大学法人名古屋市立大学会計規程（以下「会計規程」という。）及び公立大学法人名古屋市立大学契約事務手続要綱によると、競争入札に付する場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするとされている。

さらに、入札参加者に必要に応じて積算内訳書を作成させることができ、落札者となるべき者に対して提示を求め、その確認を行った上で落札決定を行うものとされているほか、必要があると認める場合は、積算内訳書を提出させることができるとされている。

みどり市民病院管理課（旧名古屋市立大学緑市民病院大学病院化推進室）において契約している看護補助者に関する労働者派遣契約について調査したところ、本契約は、総額による一般競争入札を行った上で、落札者となったA社との間で職種ごとの単価を定めた契約書を交わし、勤務実績に応じて支払額を確定させるものであった。

しかしながら、落札金額の積算根拠を確認しておらず、契約書の単価には予

定価格を設計するために事前にA社から徴取した見積書の単価を記載していたことにより、契約書の単価に予定数量を乗じた金額（124,407,040円）が、落札金額（122,659,190円）を超過する状態となっていた。

なお、勤務実績が予定数量に及ばなかったため、実際の支払総金額は落札金額を下回っていた。

みどり市民病院管理課においては、必要に応じて落札金額の積算根拠を確認し、落札金額と齟齬のない適正な金額で契約書を作成されたい。

また、今回のような契約では、入札参加者に積算内訳書を作成させ、落札者となるべき者の積算内訳書を確認した上で、落札決定を行うことが望ましいと思料されるため、今後は入札過程での積算内訳書の確認を検討されたい。

契約事務を所管する財務課においては、同様の事例が発生しないよう、適正な入札・契約事務手続について各所属に周知されたい。

(4) 業務実態に合わない契約方法について（契約事務）

会計規程によると、契約は一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとされている。

みどり市民病院経営課において、毎月契約している「外注検査委託料（第2区分）随契」のうち、8月1日から8月31日までを契約期間とするものについて調査したところ、以下の状況であった。

ア 検査項目や数量が契約期間前には定まらず、金額が確定しないとの理由により、契約期間終了後に請求書や納品書とともに受領した見積書を用いて、日付を遡って契約決裁を作成しており、正式な契約手続を経ることなく事業者に検査業務を履行させていた。

イ 本来であれば6月分や7月分の契約に基づいて請求されるべき13件が、検査工程に時間を要したこと等により、8月分である本契約において請求されていた。

みどり市民病院経営課においては、業務実態と合うよう契約方法を見直されたい。

(5) 兼業及び兼職の許可について（その他事務）

公立大学法人名古屋市立大学役員及び職員の兼業に関する規程（以下「兼業規程」という。）によると、役職員が兼業又は兼職を行う場合には、あらかじめ理事長の許可を受けなければならないとされている。

兼業及び兼職に係る手続について調査したところ、兼業及び兼職の開始予定日以降に兼業依頼書（兼業許可申請書）が提出されていたものが複数見受けられた。

兼業及び兼職に係る手続は、職務の遂行に支障をきたすおそれがないこと等を確認するための重要な手順であり、平成30年 2月19日に公表した名市大に対する監査結果においても同様の事例を指摘しているところである。適正な手続に加えて、兼業規程の趣旨についても改めて周知されたい。

(6) 患者預り金の管理について（その他事務）

名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院医事会計における預り金管理に関する内規（以下「預り金管理に関する内規」という。）によると、預り金を受け付けたものは、直ちに患者預り金口座へ入金することとされている。

また、医事課長は、患者預り金口座への入出金の都度、預り金出納帳に記帳し、預り金の手許有高と帳簿残高との照合をしなければならないほか、月末において、預り金出納帳と患者預り金口座の实在高との照合をしなければならないこととされている。

みどり市民病院において、預り金の管理状況を調査したところ、受け付けた預り金のうち、当月末までに返金請求のない預り金については、翌月に患者預り金口座へ入金する運用がされており、実査日（令和 6年10月29日）時点で26,000円が医事課金庫内に保管されていた。

また、預り金出納帳ではなく表計算ソフトで管理されており、さらに、医事課長による月末における实在高との照合も実施されていなかった。

預り金は、患者に属する財産であることから、厳重に管理がなされるとともに、帳簿等との照合も実施する必要がある。

みどり市民病院においては、預り金管理に関する内規に従い、預り金を適正に管理されたい。

第6 意見

統括機能の強化について

名市大では、令和 3年度に東部医療センター及び西部医療センターを開設したほか、令和 5年度にはみどり市民病院及びみらい光生病院を開設するとともに、データサイエンス学部を新設し、名古屋市立中央看護専門学校の看護学部への統合を行ったところである。また、令和 7年 4月には、名古屋市総合リハビリテーションセンター附属病院の医学部附属病院化により、6病院 2,223床という全国の国公立大学病院で最大級の病床を有する法人となり、一連の附属病院化に区切りを迎える。

こうした中、今回の監査において、各病院共通の委託業務であるにもかかわらず、病院間で契約方法が異なり、中には実態と合わない契約方法を採用している事例が見受けられた。また、補助金、受託研究及び財産貸付などの収入に係る債権管理においては、組織的なチェック体制やマニュアル等の整備がなされないまま各課室に管理が委ねられており、入金がされていないことを誰も把握していない事例も見受けられた。

こうした状況から、短期間のうちに組織が急速に拡大している一方で、法人全体としてのルールや事務の統一化が追い付いておらず、各事務を統括すべき部署による統制も十分に機能していないことがうかがわれる。また、医薬品・医療材料等の調達事務において、物品の共通化や共同購入によって経費の削減に努めている点は評価できるものの、その他の各病院で共通する事務などにおいては、効率化・合理化の余地があるものと思料される。

名市大においては、今後病院情報システムの更新などに伴い、システムの統一化等を予定しているところであるが、今一度、法人全体の事務について、効率化・合理化の観点から見直しを行うとともに、統制上の不備がないかを分析した上で、マニュアルや組織的な管理体制の再整備を行い、統括機能の強化を図られたい。

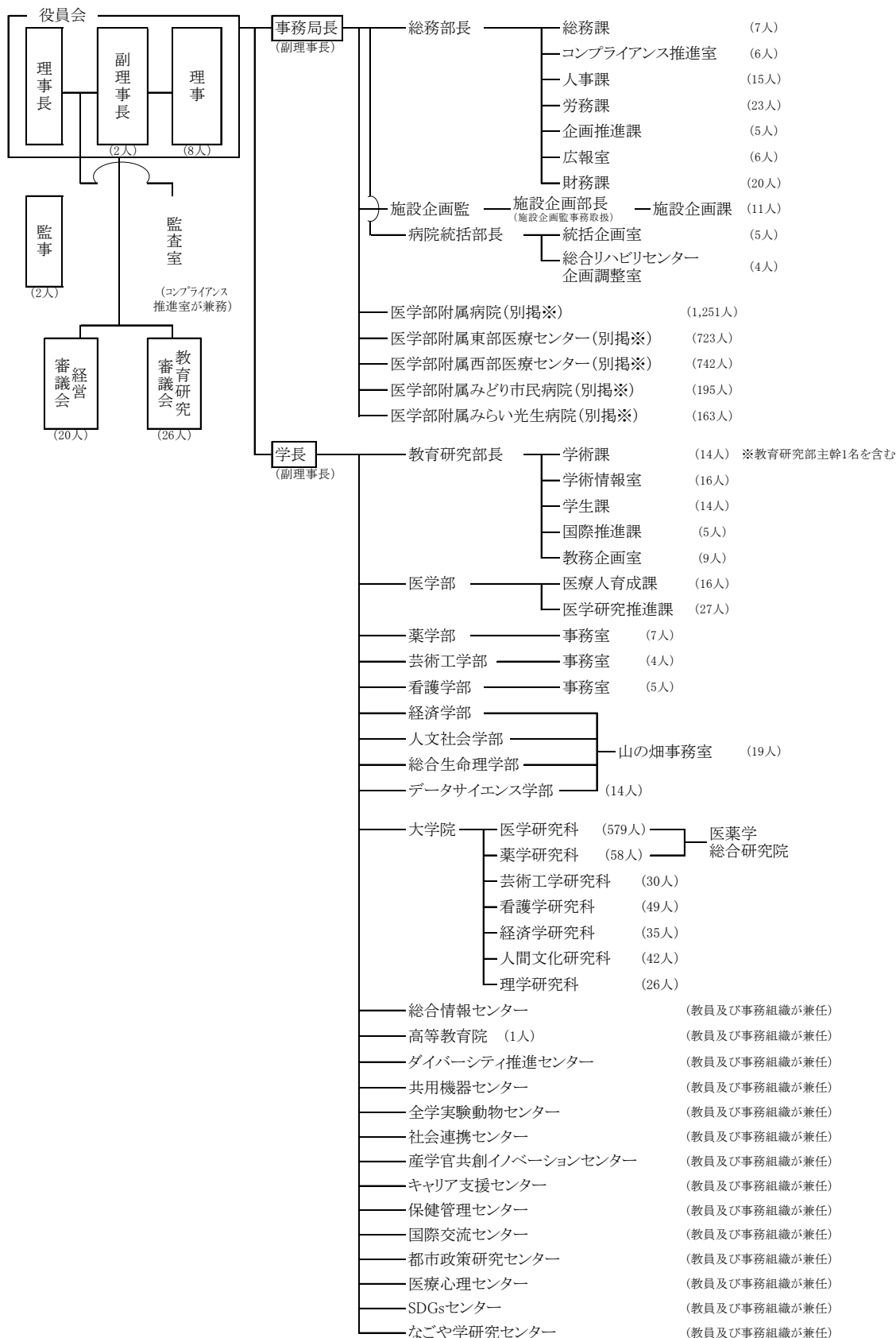
《参考資料》 監査対象の概要

1 出資団体の概要

- ・ 名 称：公立大学法人名古屋市立大学
- ・ 所 在 地：瑞穂区瑞穂町字川澄 1番地
- ・ 資 本 金：1,139億 8,109万円（本市出資額は1,139億 8,109万円であり、出資割合は100%）（万円未満の端数を切り捨てた。）
- ・ 主な事業内容：①市立大学の設置及び運営、②学生に対する修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助、③法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動、④公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会の提供、⑤地域社会及び国際社会における、市立大学における教育研究の成果の普及及びその活用の促進、⑥上記の業務に附帯する業務等
- ・ 職 員 数：5,952人（契約職員等1,802人を含む。）
- ・ 機 構 図：次図のとおり

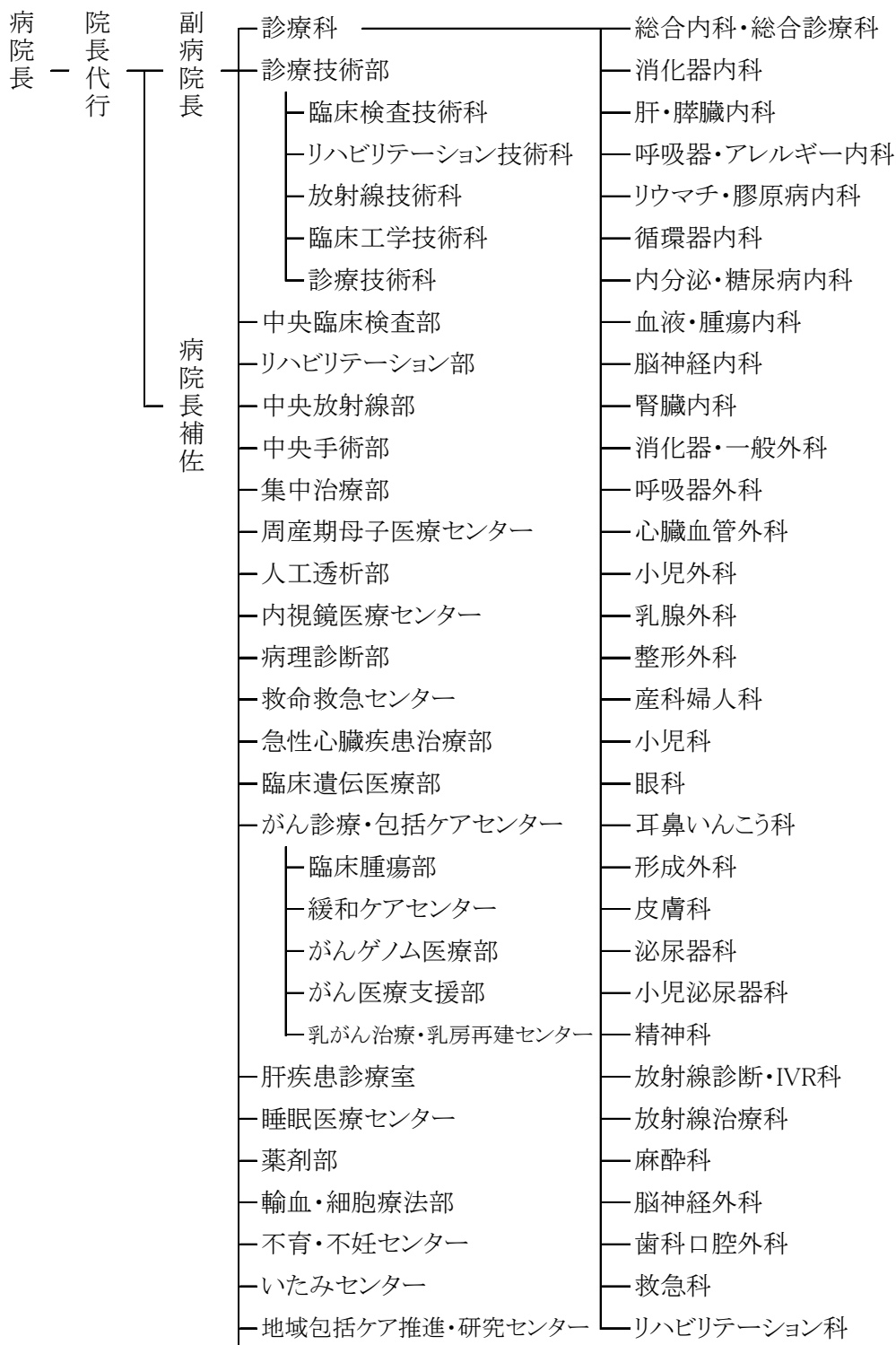
機構図

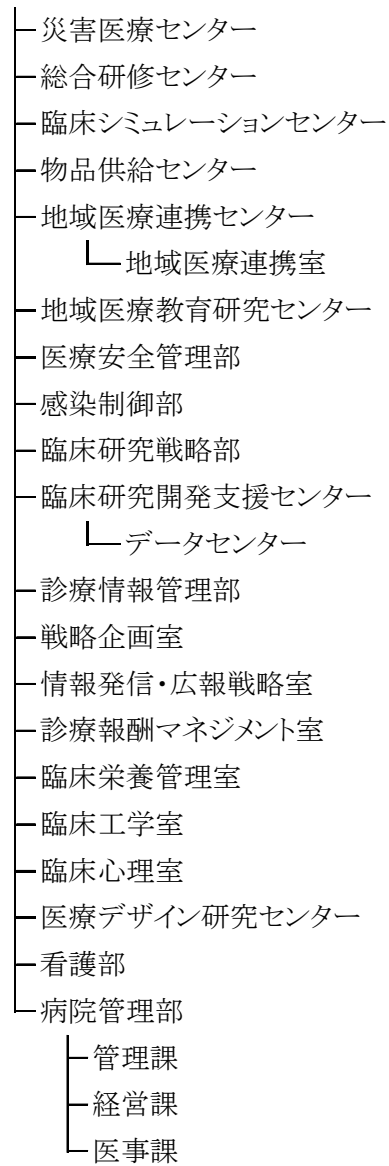
(令和 6年 3月31日現在)



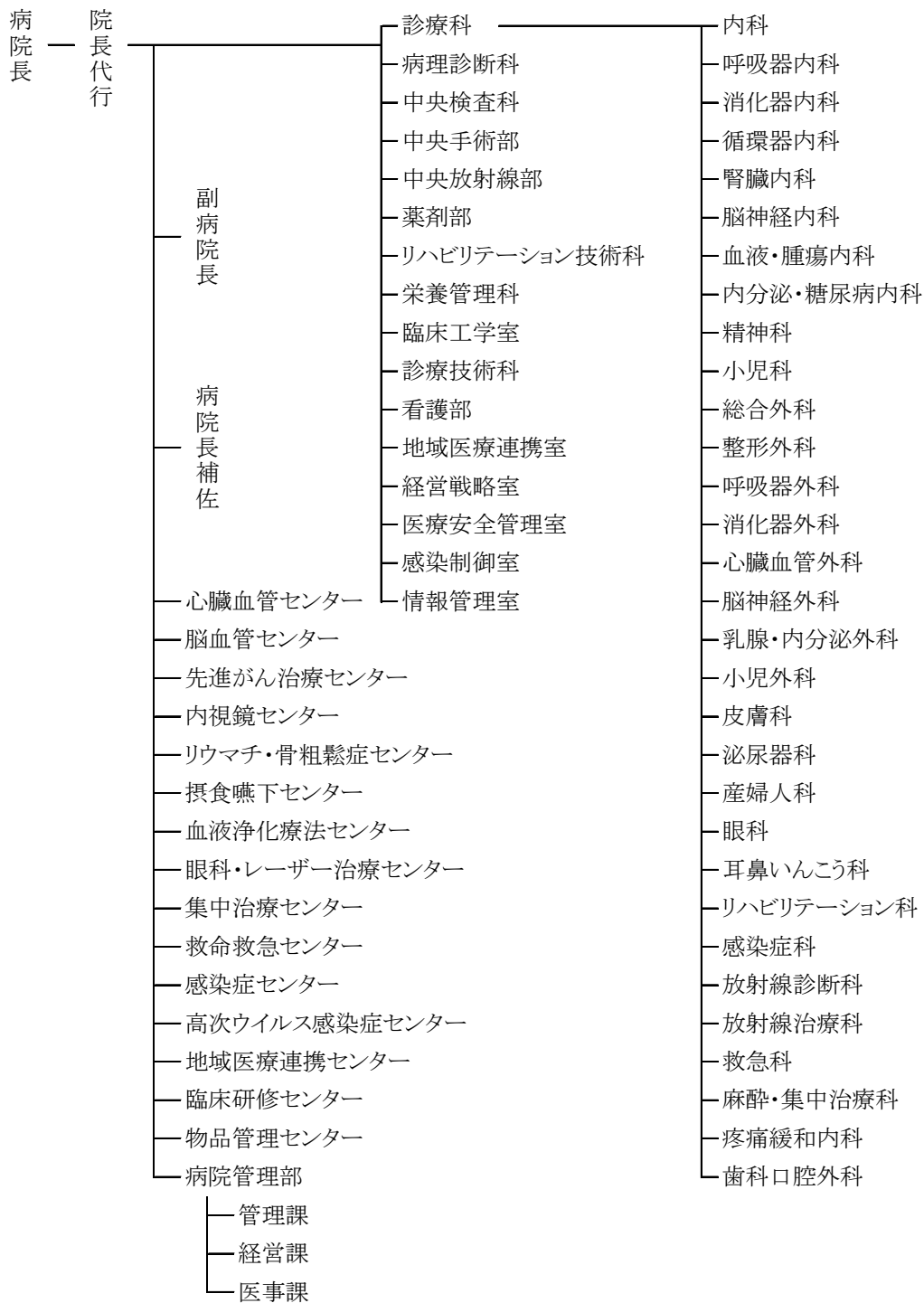
(注) 契約職員等 1,802人を除く人数を記載している。

※ 医学部附属病院

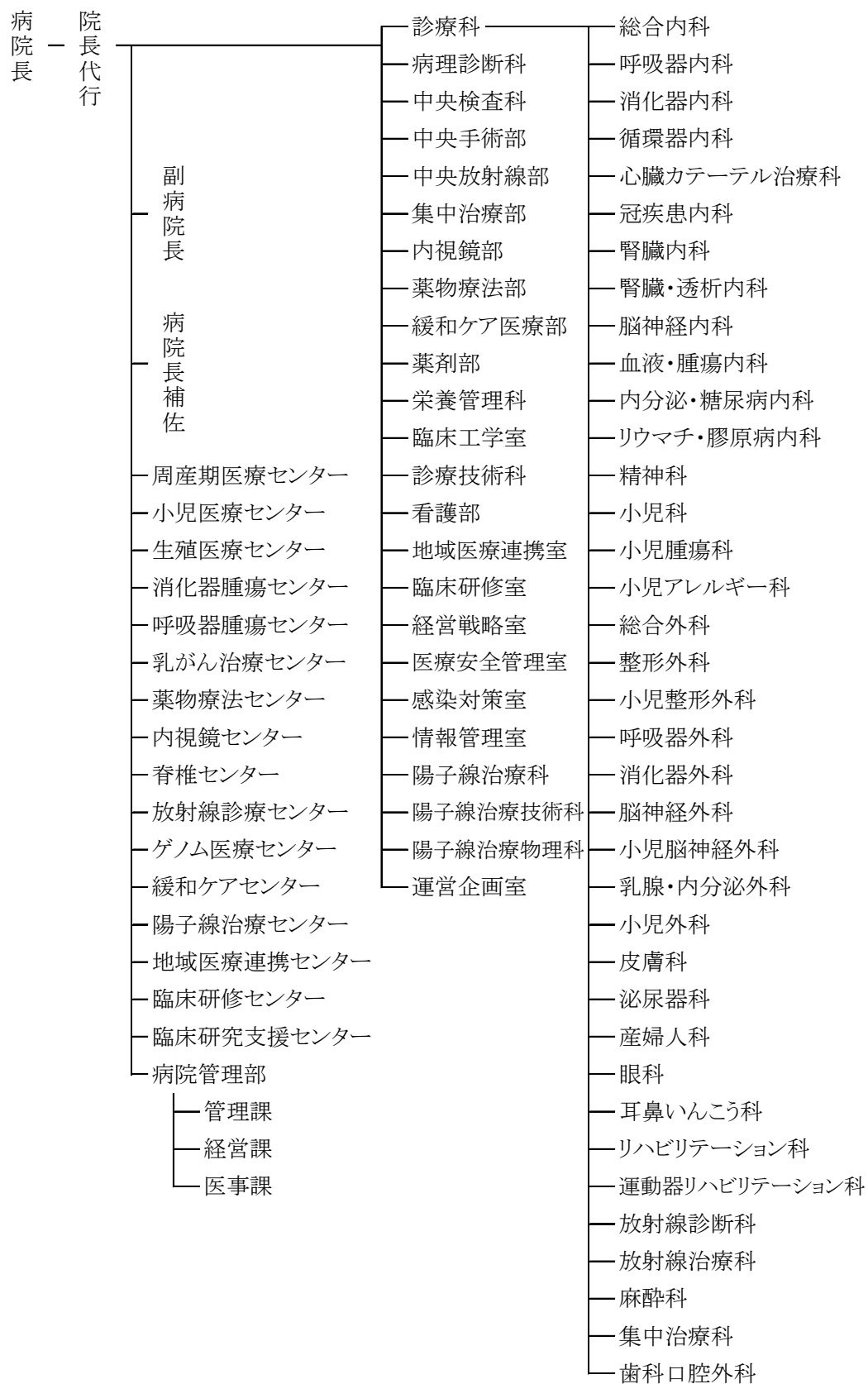




※ 医学部附属東部医療センター



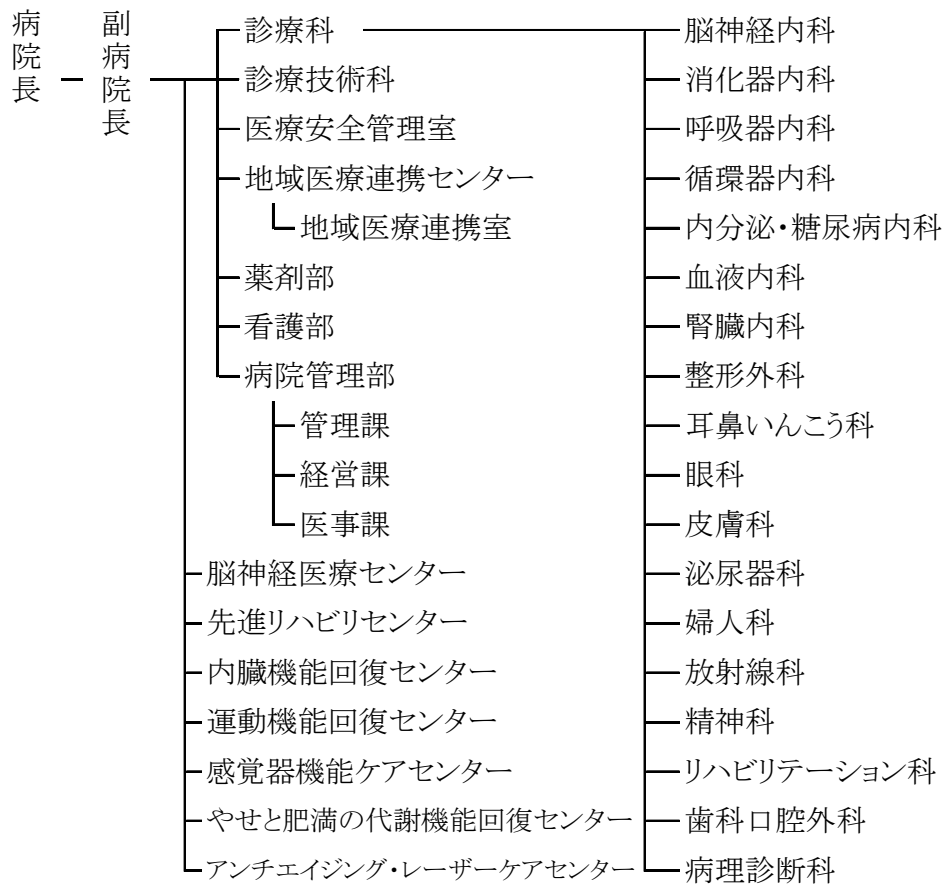
※ 医学部附属西部医療センター



※ 医学部附属みどり市民病院



※ 医学部附属みらい光生病院



2 本市からの財政援助等（令和 5年度）

- (1) 補助金 42億 115万円（公立大学法人名古屋市立大学施設整備費等補助金等）
 - (2) 交付金 146億 1,050万円（公立大学法人名古屋市立大学運営費交付金）
 - (3) 貸付金残高 100億 7,277万円（公立大学法人名古屋市立大学施設整備費貸付金）
- （注）万円未満の端数を切り捨てた。

3 事業状況（令和 5年度）

(1) 学部及び大学院

令和 5年度にデータサイエンス学部を新設するとともに名古屋市立中央看護専門学校の看護学部への統合を行い、8学部、大学院 7研究科を有する。学生数は、学部 4,120人及び大学院 813人である。（令和 5年 5月 1日現在）

(2) 医学部附属病院

名古屋市立大学病院、東部医療センター及び西部医療センターのほか、令和 5年度には名古屋市立緑市民病院及び名古屋市厚生院附属病院をみどり市民病院及びみらい光生病院として附属病院化しており、5つの附属病院群として、2,143床の病床をいかして、高度急性期から慢性期医療までの多種多様な医療を提供している。

4 決算状況

(1) 損益計算書（令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月31日）

科目	金額
	千円
経常費用	93,629,805
業務費	91,819,845
教育経費	1,074,582
研究経費	2,103,683
診療経費	43,721,046
教育研究支援経費	365,483
受託研究費	774,194
共同研究費	183,609
受託事業費	333,093
役員人件費	146,968
教員人件費	12,240,740
職員人件費	30,876,444
一般管理費	1,785,941
財務費用	23,336
支払利息	23,336
雑損	681
経常収益	92,164,698
運営費交付金収益	13,480,344
授業料収益	2,573,036
入学金収益	410,256
検定料収益	98,381
手数料収益	36
附属病院収益	67,690,245
受託研究収益	901,194
共同研究収益	191,235
受託事業等収益	881,921
寄附金収益	942,600
補助金等収益	3,528,084
施設費収益	653,301
研究関連収入	208,333
その他の業務収益	21,893
財務収益	3,543
受取利息	2,548
受取配当金	995
雑益	580,289
財産貸付料収入	223,503
その他	356,786
経常損失	△ 1,465,107
臨時損失	192,064
臨時利益	18,177,474
当期純利益	16,520,303
目的積立金取崩額	376,555
当期総利益	16,896,859

（注）千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表 (令和 6年 3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
	千円		千円
資産の部		負債の部	
I. 固定資産		I. 固定負債	
1. 有形固定資産		長期繰延補助金等	1,127,839
土地	35,275,742	長期寄附金債務	876,504
建物	46,614,700	長期借入金	7,484,618
構築物	915,645	退職給付引当金	33,857
車両運搬具	352	長期リース債務	725,487
工具器具備品	19,348,958	長期資産除去債務	40,315
図書	5,940,293	固定負債合計	10,288,622
美術品・収蔵品	20,770	II. 流動負債	
建設仮勘定	4,186,132	寄附金債務	2,461,602
有形固定資産合計	112,302,595	前受受託研究費	210,531
2. 無形固定資産		前受共同研究費	137,120
特許権	19,400	前受受託事業費等	7,007
ソフトウェア	255,660	前受金	171,273
その他	107,896	科学研究費助成事業等預り金	418,614
無形固定資産合計	382,958	預り施設費	2,475,524
3. 投資その他の資産		預り補助金等	498,574
投資有価証券	354,375	一年以内返済予定長期借入金	2,588,156
長期貸付金	13,460	未払金	13,235,910
差入保証金	363	未払消費税等	8,351
破産再生更生債権等	138,548	預り金	599,697
徴収不能引当金	△ 138,548	賞与引当金	7,656
投資その他の資産合計	368,199	リース債務	358,540
固定資産合計	113,053,753	流動負債合計	23,178,561
II. 流動資産		負債合計	33,467,183
現金及び預金	20,807,154	純資産の部	
未収附属病院収入	12,232,921	I. 資本金	
徴収不能引当金	△ 87,673	地方公共団体出資金	113,981,096
棚卸資産	22,560	資本金合計	113,981,096
医薬品及び診療材料	1,659,966	II. 資本剰余金	
前払費用	90,358	資本剰余金	25,745,781
未収金	5,040,245	減価償却相当累計額	△ 53,356,986
貸付金	18,800	減損損失相当累計額	△ 348
その他	79,785	利息費用相当累計額	△ 5,667
流動資産合計	39,864,118	除売却差額相当累計額	△ 453,155
		資本剰余金合計	△ 28,070,376
		III. 利益剰余金	
		前中期目標期間繰越積立金	936,226
		教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善目的積立金	15,430,003
		積立金	263,096
		当期末処分利益	16,896,859
		利益剰余金合計	33,526,185
		IV. 評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	13,783
		評価・換算差額等合計	13,783
		純資産合計	119,450,687
資産合計	152,917,871	負債純資産合計	152,917,871

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。